



公 示 送 達 書

女 川 町 告 示 第 24 号
令 和 8 年 5 月 27 日

女川町長 須田 善明



地方税法第20条の2第1項の規定に基づき、次の書類を公示送達します。
なお、送達すべき書類は当役場税務課に保管してありますから、来庁のうえ
受領してください。

送達する書類名 令和8年度固定資産税納税通知書

送 達 を 受 け る べ き 者	氏 名	備 考
	株式会社 宮鯉	

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。